

220729 みんなでまちづくり推進会議

原点を振り返る

島根大学 毎熊浩一

本日のミッション

テーマを決める！

この会議のミッション：どっち？

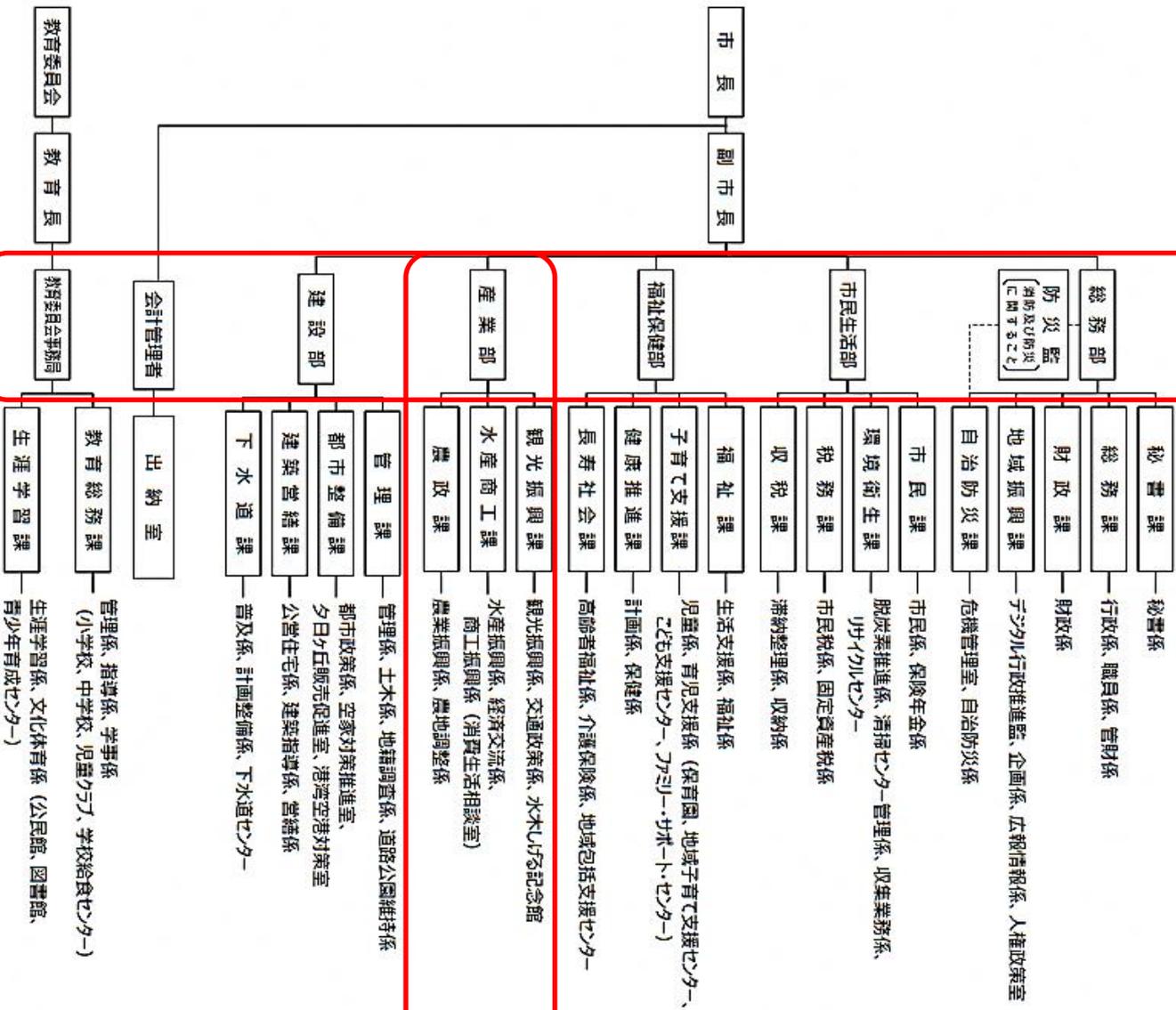
① みんなで

② まちづくり

によとた

境港市機構一覽

(令和4年4月1日現在)



たて（とよこ）の代表的委員会

第1回境港市総合計画審議会を開催しました（令和3年3月24日開催）

○日時

令和3年3月24日（水）午前10時～11時30分

○場所

境港商工会議所 大ホール

○出席者

■出席者名簿[pdf:142KB]

○会議の内容

■会議議事録[pdf:682KB]

■資料 [次期「境港市まちづくり総合プラン（第10次境港市総合計画）」について](#)[pdf:640KB]

■参考資料[pdf:462KB]

境港市まちづくり総合プラン （第10次境港市総合計画）

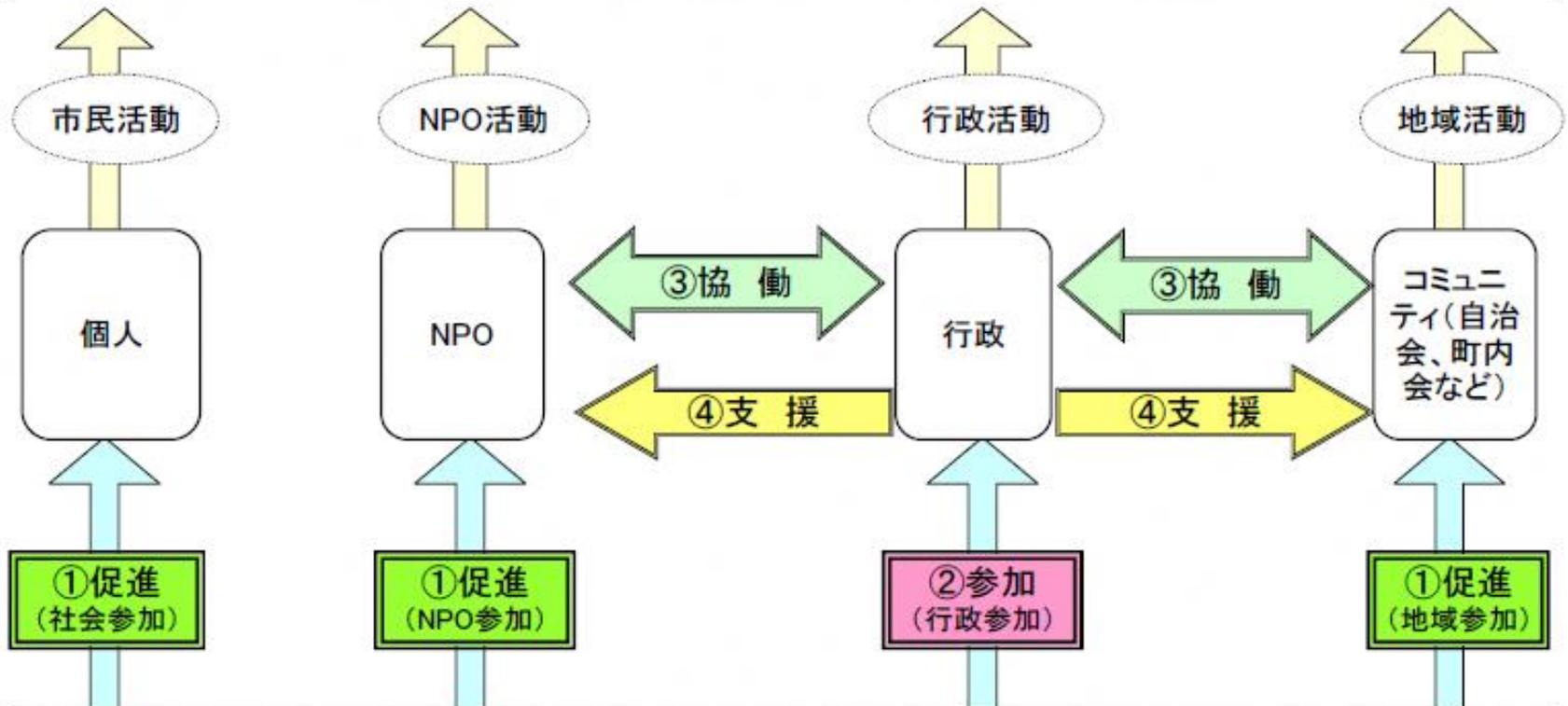
令和4年度 - 令和8年度
（2022 - 2026）



環日本海オアシス都市
～ 笑顔あふれる 日本一住みたいまち 境港 ～

みんな＝行政だけでなく...

みんなの力で暮らしやすいまちの実現



様々な市民 (まちづくりの主役として、それぞれの関心や状況に応じて)

条例上も...

(みんなでまちづくり推進会議の設置)

第21条 この条例の実効性を確保するため、かつ、条例自体を状況の変化に的確に対応させていくため、境港市みんなでまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2 この推進会議の役割は、次に掲げる事項とします。

(1) この条例をより具体的に進めていくための参加と協働のための指針の具体的な内容を検討すること。

(2) 促進、参加、支援及び協働についての実施状況を様々な視点から評価を行うこと。

(3) 協働事業の提案などに関する審査を行い、意見を提出すること。

(4) この条例を定期的に見直し、改正又は廃止に関する提言を行うこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、促進、参加、支援及び協働の推進について、必要な事項を検討すること。

この数字

15

あのときみは...

境港市みんなでまちづくり条例が施行されました

- ◆市民ひとりひとりのまちづくりへの関心や状況に応じた等身大の参加を尊重します

6月定例会市議会で、条例案が議決され、7月1日から施行されました。
この条例は、ひとりでも多くの市民が自主的、自発的に「わがまち」のことを考え、自分たちで創り上げていくという誇りを持つようになって、みんな(市民、市民活動団体、事業者、市)の力で暮らしやすいまちを実現することを目的としています。

○ ◆条例策定までの流れ

- 平成16年12月 境港市協働のまちづくり推進懇話会(市民委員12人)が発足
(～平成18年12月までに懇話会12回、自主研究会12回開催)
- 平成18年6、10、11月 条例出前説明会の開催(3団体)
- 平成18年9月 市報9月号で条例素案の骨子を掲載し、懇話会が意見等を募集
- 平成19年1月22日 境港市みんなでまちづくり条例の素案を市長に報告
- 平成19年2月 市報2月号で素案概要を掲載、ホームページ、公民館などで全文を閲覧可能とし、市民の意見などを募集
- 平成19年2月～3月 市役所内部(各部署、法制担当課)で意見募集、調整、協議
- 平成19年4月 市報4月号で市の条例原案を掲載し、市民の意見などを募集
- 平成19年5月 市法令審査会での審査後、条例の市最終案を決定
- 平成19年6月 6月定例会市議会で条例案を上程
- 平成19年6月25日 議会議決
- 平成19年7月1日 条例施行

理想は廃止？

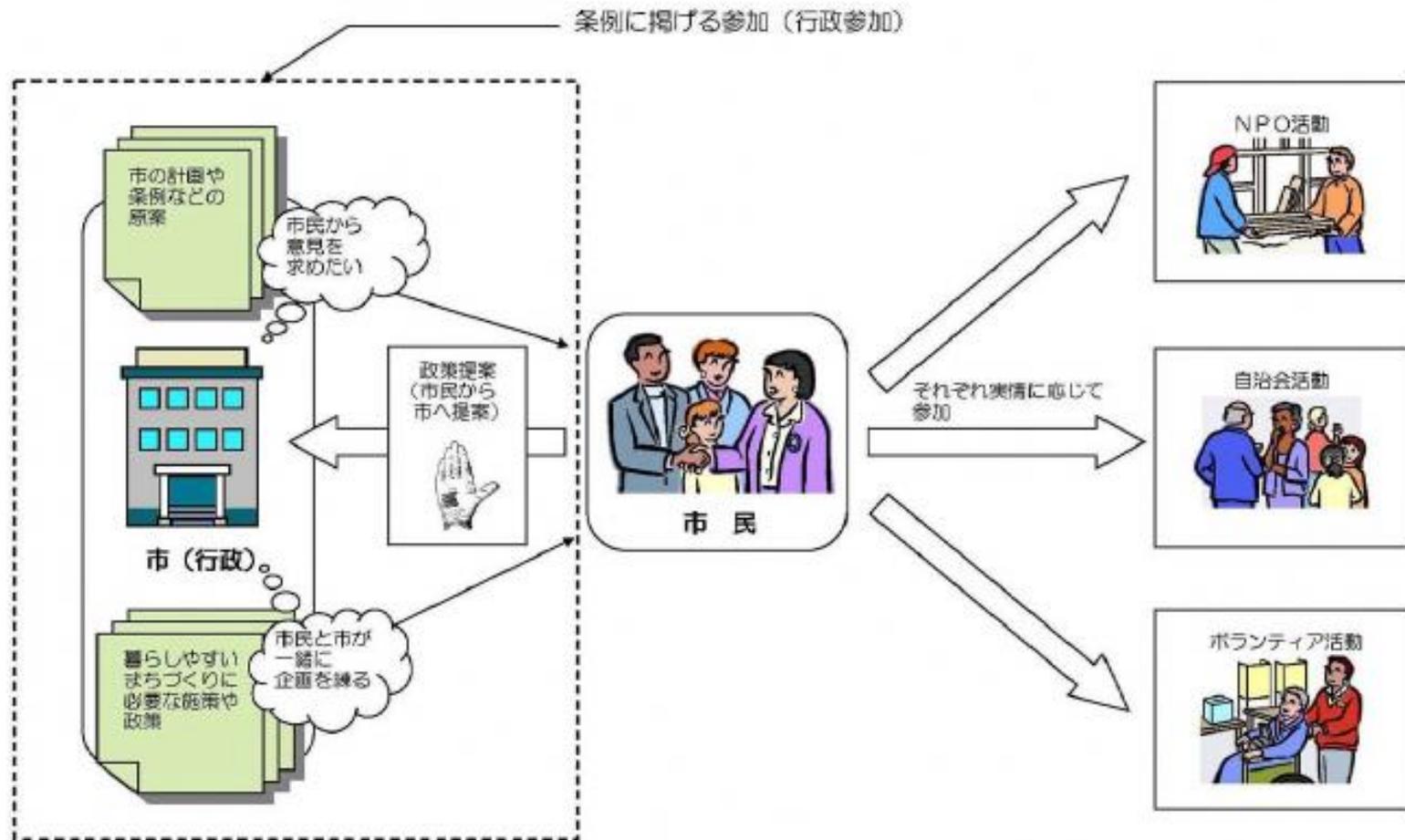
素案ができたばかりの時に何ですが、いま私が強く願うのは、一刻も早くこの条例が「廃止」されることです。誤解を避けるため、ある本から次の一節を引いておきます。「みんながボランティアだった時代は、ボランティアであることは人間であることと同じ意味だったから、そのことを表現するための特別な用語はなかった」、つまり「みんなでまちづくり」が日常のものとなった時、この条例はもはや無用となるのです。

ただ、ここで二点注意が必要です。まず、「みんな」は一様ではない、という当然の事実を確認しなければなりません。各人の関心や事情への配慮がなければ息苦しいまちになってしまいます。この条例が「等身大の参加」を基調としている所以です。次に、まちづくりとは、いわば「未完の理想郷」を追い続ける無限のプロセスです。だとすれば、なりふり構わず「結果」を求めるより、それにいたるまでの過程やなりふりを大事にすべきでしょう。みんなが「みんなでまちづくり」そのものを心底楽しめるようになった時、この条例は「廃止」、つまりその理念に達するのです。



境港市協働のまちづくり推進懇話会 アドバイザー
島根大学法文学部 助教授 毎熊浩一

日常化（＝みんなまち度）？



進捗管理によると...

5 市民との連携による誠実な行政運営	(1)協働のまちづくりの推進	①市民活動の促進	A
		②行政参加の促進	A
		③協働の促進	A
		④ボランティア活動の促進	A
	(2)市民に分かりやすい情報提供と広聴	①広報の充実	A
		②広聴の充実	A
	(3)行財政改革の不断の継続	①自立・持続可能な財政基盤の確立	A
		②市民参加と協働による市政の推進	A
		③職員一人ひとりの意識改革	A

【出典】境港市まちづくり総合プラン 令和元年度評価一覧表

施策の展開方針

②行政参加の促進	評価
令和元年度取組実績	A
<p>・ 審議会158回、委員の公募4回、パブリックコメント7回実施し、また、政策提案制度として、市民の声提案箱へ94件の提案を受理した。なお、委員の公募への申込みは10件、パブリックコメントは4件が寄せられた。また、高校生や移住者とのワークショップを開催し、行政参加を促した。</p>	
令和2年度以降の取組（予定）	
<p>・ 各種計画の作成において、市民アンケートや市民を対象としたワークショップを開催するなど、引き続き、市民の行政参加の促進を図る。</p>	

【出典】境港市まちづくり総合プラン具体的施策の取組状況

ホント？

第3章 行政参加

(市民生活に重要な影響を及ぼす行政活動への参加)

第7条 市は、次に掲げる事項について、あらかじめ参加の機会を設けます。

- (1) 市の総合計画などの策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用される市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 公共の大規模施設設置に係る基本計画などの策定やその施設の利用や運営の方針又はそれらの変更

(市民の請求に基づく参加の機会の提供)

第10条 市は、第7条第4項の規定による参加の機会を設けなかった事項について、市民から請求があった場合、その実施を検討します。

2 市は、前条第1項各号に掲げる参加の機会の提供の方法について、市民から請求があった場合、その実施を検討します。

3 市は、前2項の規定に基づき、実施を検討した場合、その結果について理由を付して、これを公表します。

4 前各項に掲げる事項の具体的な取り扱いは、別に定めます。

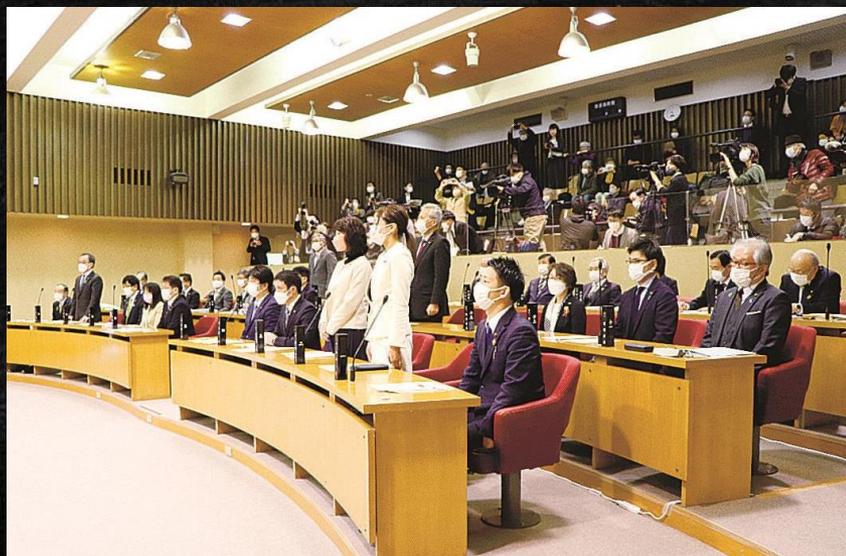
話は変わります(?)が...



<https://www.sanin-chuo.co.jp/articles/-/157458>



<https://www.youtube.com/watch?v=0Gaqbb9Ljpl>



<https://www.sanin-chuo.co.jp/articles/-/164713>

松江市長（とM氏）の見解

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、「島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例」の制定について請求があったことから、同条第3項の規定により、住民投票条例の制定に反対の立場から意見を付させていただきます。

島根原子力発電所2号機につきましては、昨年9月に、原子力規制委員会が、東京電力福島第一原子力発電所の事故とその教訓などを踏まえて見直された新規制基準に適合すると認め、現在、政府から本市に対して、再稼働を進めることへの理解が求められています。

これを受けて、松江市議会、松江市原子力発電所環境安全対策協議会、島根県との共催による住民説明会において、関係省庁から直接説明を聞く機会を設け質疑を重ねてまいりました。同時に、住民説明会においては、インターネットのライブ配信、YouTubeチャンネルでの録画配信、ケーブルテレビでの録画放送など、可能な限り多様な手段を用意して、市民の皆様へ説明をお聞きいただける機会の確保とその周知に努めたほか、本市ホームページでの意見募集も行い、市民の皆様から幅広くご意見をお寄せいただいたところです。

島根原子力発電所2号機の再稼働の判断に際して、最も重視すべきが、市民の皆様への安心と安全の確保であることは論をまちません。

一方で、産業立地による地域経済の維持、地元企業の生産活動の活性化、雇用の保持・創出、その基盤となる電力の安定供給、エネルギーコストの低減など、私たちの生活に直接的な影響を及ぼす事柄についても、中長期的な目線を持って真摯に向き合う必要があります。

それらに加え、海外資源への依存などが国の脆弱なエネルギー需給構造の克服や、温室効果ガスの削減を始めとする気候変動問題の解決など、持続可能な地球環境を守るための、俯瞰的な着眼も重ねていかなければなりません。

こうした複雑に入り組んだ深遠な課題について結論を導くに当たっては、多面的・複合的な観点から議論を行い、注意深く判断する必要があると認識しているところ、今回、条例制定請求のあった住民投票に関しては、民主主義の有効な手段の一つと考えると同時に、このような難題に対して、本来市長や市議会が担うべき意思決定の役割を、市民の皆様へ押し付けることになりかねないという危惧も感じています。

また、島根原子力発電所2号機の再稼働に対して、賛成、反対、保留という単純化された数の結果では、市民の皆様への思いを正確に捉えることができない懸念があります。

賛成、反対、保留の背景にあるご意見や不安などの内実を踏まえたうえで、総合的な判断がなされることが肝要であり、住民投票には慎重であるべきと考えます。

繰り返しになりますが、島根原子力発電所2号機の再稼働につきましては、市民の皆様への安心・安全の確保、日常生活・企業活動・地域経済の維持、エネルギー安全保障、持続可能な地球環境の保持などのきめ細かい視点から、総合的に判断する必要があるものと理解しています。

したがって、市民の皆様からの負託を受けた市長と市議会議員において、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、責任を持った立場での責任のある議論を経て判断する方法が最も相応しいと考えております。

つきましては、本件住民投票条例の制定に反対の意見を付したうえで、松江市議会に判断を求めるとし、条例案を提出させていただきます。



みんなまち条例があったなら...

第3章 行政参加

(市民生活に重要な影響を及ぼす行政活動への参加)

第7条 市は、次に掲げる事項について、あらかじめ参加の機会を設けます。

- (1) 市の総合計画などの策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用される市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 公共の大規模施設設置に係る基本計画などの策定やその施設の利用や運営の方針又はそれらの変更

(市民の請求に基づく参加の機会の提供)

第10条 市は、第7条第4項の規定による参加の機会を設けなかった事項について、市民から請求があった場合、その実施を検討します。

2 市は、前条第1項各号に掲げる参加の機会の提供の方法について、市民から請求があった場合、その実施を検討します。

3 市は、前2項の規定に基づき、実施を検討した場合、その結果について理由を付して、これを公表します。

4 前各項に掲げる事項の具体的な取り扱いは、別に定めます。

参加の方法：特にウリ

【行政参加の方法】

- (Ⅰ) 委員会や審議会などの会議の公開とそれらの委員の公募
- (Ⅱ) パブリックコメント制度
- (Ⅲ) 市民ワークショップ
- (Ⅳ) 政策提案制度
- (Ⅴ) その他適切な方法

※その他適切な方法とは、「説明会」、「公聴会」、「アンケート」などの従来手法、広聴制度として実施中の「市民の声提案箱」、「出前座談会」など、それらの活用も図ります。



条例パンフ：<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/upload/user/00002508-21A.pdf>

▼⑤ その他適切な方法

⇒ その他の方法として、

- ・「市民陪審制」・・・無作為抽出で議論への参加をお願いする。
 - ・「討議制世論調査」・・・議論を通じて一定の知識を身につけたうえで行う。
- などについても検討していきます。

『参加と協働のための指針』：<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=7978>

ミニ・パブリクス

自分ごと化会議とは？

まちの課題について、住民基本台帳や有権者名簿から無作為で抽出された多様な住民が集まり、詳しい人の話を聞きながら「自分ごと」として話し合います。

気軽に参加できます！

普段感じていることや他の参加者の話を聞き感じたことを気軽に話し合います。コーディネーターが進行、専門家が話題提供をします！

市民主催は
松江市だけ

全国70以上の自治体で開催
参加者は約1万人。

コーディネーター

まちの
課題を
自分ごと化

専門家

無作為に選ばれた
市民

POINT

無作為に選ぶことで
年齢・性別・住む地域・職業などが
異なる多様な市民で対話できます！

JGK(JibunGotokaKaigi) in 松江

自分ごと化会議 in松江

～原発を自分ごと化する～

全国初。

住民による

住民のための

無作為抽出の住民協議会を始めます。

後援：国立大学法人島根大学、朝日新聞松江総局、山陰中央新報、
新日本海新聞社、中国新聞社、毎日新聞松江支局、読売新聞松江支局

自分ごと化会議in松江の開催日程

どなたでも傍聴できます

	日時	会場
第1回	2018年11月11日(日) 13:30～17:00	島根大学 大学会館3階 大集会室
第2回	2018年12月9日(日) 13:30～16:30	松江市市民活動センター 交流ホール
第3回	2019年1月13日(日) 13:30～16:30	松江市市民活動センター 201・202研修室
第4回	2019年2月24日(日) 13:30～16:30	松江市市民活動センター 交流ホール

ご支援の方法 donation

下記の銀行口座または、添付の振込用紙にて
お振込みくださいますようお願いいたします。

山陰合同銀行 古志原支店
口座名義：自分ごと化会議in松江 実行委員会
共同代表 大谷怜美
口座番号：普通 3759295

また、クラウドファンディングの実施も予定して
おりますので、そちらからのご寄付も可能です。

これまでの経過はブログで！
アメブロ 自分ごと化会議in松江
<https://ameblo.jp/jibungotokakaigi>



お問合せ先

「自分ごと化会議in松江」実行委員会
〒690-0015 松江市上乃木4-20-36 406号
大谷方

事務局（住民目線で政治を変える会・山陰）
Tel. 090-4571-6576（担当：新田）
E-mail. hitomi-nitta@sea.chukai.ne.jp

第Ⅱ期：自然エネルギー

第2弾!!

全国初。
住民による
住民のための
無作為抽出の住民協議会



in松江
第2期 自分ごと化会議

自然エネルギーって
どげかね?

それぞれの
立場で
できること



—後援—
(五十音順) 朝日新聞松江総局/グリーンコープ生協(島根)/国立大学法人島根大学/小松電機産業病
山陰中央新報社/産経新聞社/島根銀行/島根県中小企業家同友会/株島根日日新聞社/新日本海新聞社
毎日新聞松江支局/中国新聞社/松江市/松江土建業/読売新聞松江支局 (2020.10.22現在)

すべての人にすべての過程を公開します。
5回の協議会、実行委員会も含め一般の人も
メディアも傍聴できます。

開催スケジュール (予定)

	日時	会場
第1回	2021年2/7(日) 13:30~17:00	松江市総合文化センター プラバホール 大会議室
第2回	2021年3/7(日) 13:30~16:30	松江市市民活動センター 5階交流ホール
第3回	2021年4/18(日) 13:30~16:30	松江市市民活動センター 5階交流ホール
第4回	2021年5/30(日) 13:30~16:30	松江市市民活動センター 5階交流ホール
第5回	2021年7/4(日) 13:30~16:30	松江市市民活動センター 5階交流ホール

※全5回連続したプログラムを予定しています。ただし都合のつかない回は欠席することもできます。
※感染症などの状況により日程変更の可能性もあります。最新情報は下記のQRコードからご確認下さい。
※開催においては、オンラインからの傍聴を可能にするなど、感染症予防の対策を行う予定です。

ご支援のお願い

全て住民の手作りで行いますが、講師を招いたり無作為に抽出した約2000人への参加案内を発送したりなど、約200万円の費用が見込まれます。
つきましては、このプロジェクトにご賛同いただけましたらご寄付をよろしくお願いたします。

振込先	ゆうちょ銀行
口座名義	ジブンゴトカカイギンマツエ ジッコウイインカイ
口座番号	【記号】15350 【番号】16534481
◆他金融機関からお振込みの場合	
口座番号	【店番】538 普通 【口座番号】1653448

クラウドファンディングも始まります!
11/29 ~ 1/31

レディーフォー 自分ごと化会議

お問合わせ先
自分ごと化会議
in松江 実行委員会

事務局
〒690-0015松江市上乃木4-20-36コーポ丸山205号
TEL 070-5672-0390 (担当: 大谷怜美)
E-mail jibungotoka@gmail.com

これまでの経過はブログで! ameblo自分ごと化会議in松江
<https://ameblo.jp/jibungotokakaigi>



第 I 期の特徴

- 狙い：議論 → 自分ごと化
- テーマ：原発（≠賛否）
- 目標：改善提案
- JGK26：無作為抽出
- 主催：市民団体（手弁当）
- 学生事務局：行政学ゼミ

自分ごと化会議 in 松江からの
9つの提案

～原発を自分ごと化する～



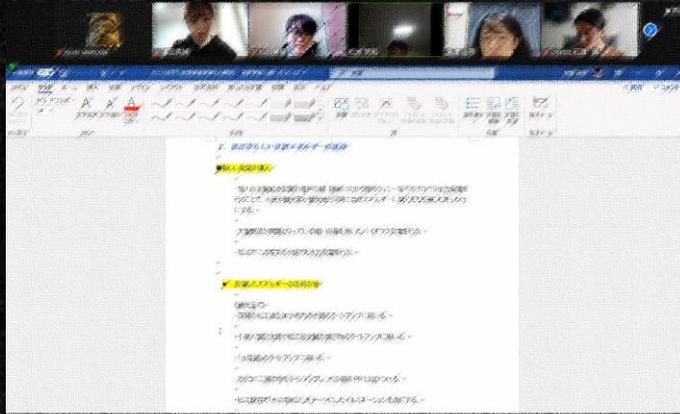
2019年3月14日

「自分ごと化会議 in 松江」会議参加者一同

第 I 期最大(?)の成果



第Ⅱ期最大(?)の成果



提案①

松江らしい自然エネルギー の活用を進めよう

ここでは、まず「水の都・松江」と呼ばれる松江市の景観であり貴重な資源である「水」を活かした新たな発電のあり方を提案します。また、発電したエネルギーを市内の観光スポットでの活用につなげる案も提示しており、自然エネルギーと観光を結びつけようという思いを込めています。



す！

0貫の潜戸の船、隠岐に向かう際のフェリー等でのプロペラ水力発電
、市民や観光客が観光地と同時に自然エネルギーに関心をもち楽し
ころう。

なっている堀川の滝を用いたバイオマス発電を検討しよう。

水路での水力発電を検討しよう。

り波力発電を検討しよう。

タービンを市内観光地のライトアップに使用しよう。
城全体や市内の水路のライトアップ
念館や松江歴史館の展示物のライトアップ
のライトアップ

タービンを「水の都松江」のPRに使用しよう。
原の島のライトアップ
の「水の都松江」をテーマにしたイルミネーションの点灯

一緒に！

者、観光に携わる人々と活発に意見交換を行いましょう。そして、
導入や活用のあり方を、一緒に考え、提案し、実現につなげてい

実はむかし...

「ものさし」づくりワークショップ for 「みんなでまちづくり条例」一進め方（案）

島根大学 毎熊浩一

1. 趣旨説明（10m）

- ・「みんなでまちづくり」条例がその目的をどの程度果たしているかを検証する 【参】第 21 & 23 条
- ・今回は、そのための「ものさし」づくり（の基礎作業）を行う

2. グループワーク（75m）

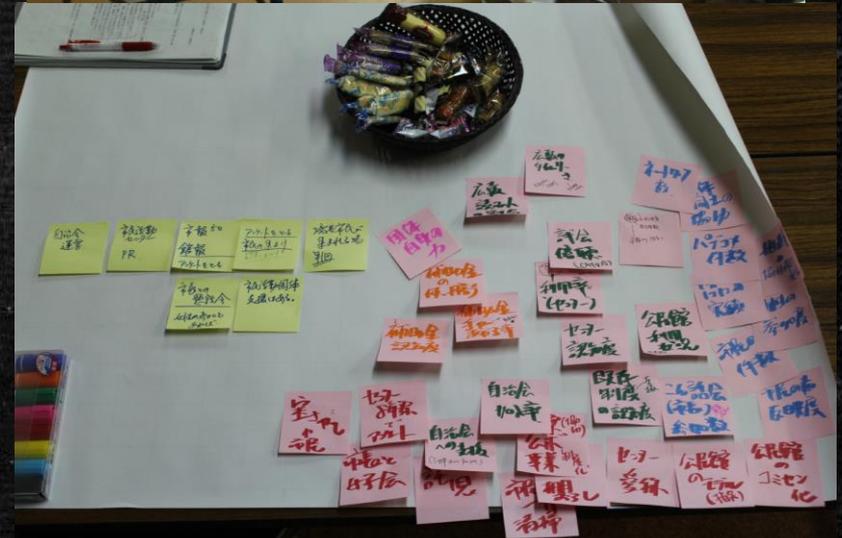
- ・〇つのグループにわかれる（人数次第。1グループ4~5人）
- ・それぞれのグループは、ファシリテーター（事務局 and/or 市職員）が仕切る
- ・以下の論点で話し合う（正確には「問いかけ例」に答えるために必要となる「ものさし」を考える）

論点	条例	問いかけ例
①市民活動の促進と支援	2章	・市民活動はどれくらい活発だろうか？
	5章	・市はそのために十分な支援を行っているだろうか？
②行政参加（含：住民投票）	3章	・市民は行政活動にどの程度参加しているか？
	4章	・その参加が行政活動にどれくらい影響を及ぼしているか？
③協働	6章	・市民活動団体同士、「協働」は進んでいるのか？
		・市民活動団体と行政の「協働」はどんな状況だろうか？
④行政（改革）	5条	・市は「市の責務」（5条）を果たしているだろうか？
	7章	・条例の実効性を確保するための取り組みは十分だろうか？
⑤条例全体	前文	・境港は、前文にうたうようなまちになっているか？
	1章	・「基本理念」はどの程度達成されているだろうか？

- ・1論点につき15分を目安とする。時間が余れば、次の論点へ移って構わない。
- ・付箋と模造紙を活用する。直接書き込んで問題ない。

3. 総括（30m）

- ・発表：論点順に、主要な「ものさし」を出し合う（時間・流れ次第では、グループ順もあり得る）
- ・事務局からの応答：アンケートや今後の委員会の持ち方などについて



実はむかし...

第5期（平成28-29年度）

境港市みんなでまちづくり推進会議事業報告書

協議テーマ「若い世代の（行政）参加」

第5期は「若い世代の（行政）参加」をテーマに協議した。「行政」がカッコ書きになっているのは、当初、行政参加に限定して協議を行っていたが、平成29年10月の会議より、アドバイザーの提案をもとに、テーマを行政に限らず、広く「参加」全般としたためである。

（1）「若い世代」について

地域やPTAといったコミュニティで実際に主として活動されている、もしくはそれが期待される20代～40代前後の年代を若い世代としている。

（2）協議経過

日時	内容	参加者
平成28年4月11日	ワールドカフェ方式による協議	委員、每熊アドバイザー、 島根大学生14名
平成28年11月10日	フリートーク	委員
平成29年5月9日	フリートーク	委員
平成29年8月8日	フリートーク	委員
平成29年10月31日	ワークショップ方式による協議	委員、每熊アドバイザー
平成30年3月6日	ワールドカフェ方式による協議	委員、10代～40代の市民13名



再確認：条例のミッション

境港市みんなでまちづくり条例

目次

- 第1章 条例全体に関わる基本的な約束事（第1条～第5条）
 - 第2章 市民活動の促進（第6条）
 - 第3章 行政参加（第7条～第12条）
 - 第4章 住民投票（第13条）
 - 第5章 支援（第14条～第17条）
 - 第6章 協働（第18条～第20条）
 - 第7章 実効性の確保（第21条～第23条）
 - 第8章 雑則（第24条）
- 附則

私たちの住む境港市は、風光明媚な白砂青松の弓ヶ浜の先端にあり、豊かな自然環境に恵まれ、水産業を基軸とした明るくそして人情味豊かな活気あるまちとして、古くから発展してきました。

私たちは、生涯をとおして心豊かに健康で安心して暮らしたい、そして、境港の人すべてがそうあって欲しい、という素朴な願いをもっています。この願いをかなえていくためには、誰もがこの「ふるさと境港」を愛し、市民、市民活動団体、事業者、市（以下「みんな」といいます。）が相互に理解し合い、力を合わせながら、暮らしやすいまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

ここに、私たちは、お互いの立場や思いを尊重しながら、「みんなでまちづくり」を推進していくため、この条例を制定します。

第1章 条例全体に関わる基本的な約束事

（目的）

第1条 この条例は、一人でも多くの市民が自分たちのまちを自分たちで考え、自分たちで創り上げていくという誇りを持つようになり、みんなの力で暮らしやすいまちを実現することを目的とします。

本日のミッション

3 みんなでまちづくりに向けて

この会の名称にもあるように、市民の皆様ひとりひとりが、「境港市のまちづくり」を「自分ごと」として捉えていただくことが、提案いただいたテーマ（課題）の解決に向けて重要な要素ではないかと改めて考えさせられました。

原点に立ち戻り、第7期報告と前回会議のアンケート結果だけでなく、過去の各期の報告・提言なども振り返りながら、多くの市民がまちづくりに参加する方法を検討していく必要があるのではないかと考えます。

まちづくりを「自分ごと」として捉えられない要因として、行政上の仕組みの問題も考えられるため、条例の見直しの検討も必要と考えられます。

事務局の提案としては、「自分ごと」をキーワードに据え
どうすれば、一人一人が、まちづくりに関心を持ち、参加をしてもらえるのか
ワークショップで話し合いながら、出た意見を今期のテーマとして取り組んで
はどうかと考えます。

ワークシヨツプ

for テーマ決め

お題①&②

① 自分の「自分ごと化」談

- ・ きっかけ、動機、士気 . . .
- ・ 「ひとごと」なこと

② ひとの「自分ごと化」論

- ・ 無関心？不参加？その理由 . . .
- ・ 「自分ごと」にしてもらうには...

お題③ → テーマ決め

③「こんな今期の取組テーマはどう？」(15分)

②で出た意見・話題の中から今期のテーマになりそうなものを探す

・各班発表

③で出した今期の取組テーマ(案)を各班で発表する。

・総評・テーマ決め

・毎熊アドバイザーによる総評

・そこから今期の取組テーマについて意見交換

・今期の取組テーマを決定